

会員事業者各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長

(公印省略)

## 2024年度 第3回

### 初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修の開催について (ご案内)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、教育実施時間・項目が別紙のとおり拡大されたことを受け、当協会でその一部を賄う研修を下記の日程で開催いたします。

つきましては、参加をご希望される方は下記6. 申込方法をご確認の上、申込フォームにて令和6年9月4日(水)までにお申込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 令和6年9月20日(金) 9:20~17:00 (※受付時間 9:00~)

2. 場 所 九州沖縄トラック研修会館5階(沖縄県トラック協会)那覇市港町2-5-23

3. 対 象 者 ※別紙2参照

4. 講 師 ヤマト・スタッフ・サプライ 担当講師

5. 受 講 料 無 料 (昼食は各自でご準備ください。)

6. 申込方法 【申込フォーム】<https://forms.gle/zU8tQnZ57TUEhDMt6>  
(受講者名の記載ミスがあるため、申込フォームからの  
お申込をお願いいたします。)

申込フォーム QR コード



7. 注意事項
- (1) 参加人数がホールの収容人数を超える場合は、先着順とさせていただきます。
  - (2) 研修会終了後には修了証を発行致します。遅れて受講された方、途中退出された方には修了証を発行できませんのでご了承ください。
  - (3) 当日は会場駐車場が大変混雑し駐車できない場合もございます。お車での参加は極力お控えください。

<問い合わせ先> (公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 (TEL: 098-863-0280)

## 一般的な指導及び監督の内容

教育項目	内容
(1) 事業用自動車を運転する場合の心構え	公共性、社会的使命を認識させ、交通事故の統計を説明し事業用自動車の交通事故が社会に与える影響の大きさ、模範運転者となるべき使命であることを理解させる。
(2) 事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	貨物自動車運送事業法に基づく運転者が遵守すべき事項を理解させる。日常点検を怠ったことを起因する交通事故の事例や、運転者に対する処分並びに加害者、被害者、関係者に与える心理的影響を確認させる。
(3) 事業用自動車の構造上の特性	車高、車長、車幅、視野、死角、内輪差、制動距離の違いを理解させる。また、トレーラを運搬する際のコンテナを下部隅金具等により確実に緊締させることを理解させ、これらを起因した事故の事例を説明し事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を確認させる。
(4) 貨物の正しい積載方法	偏荷重・荷崩れを防止するための積載方法及び固縛の方法。
(5) 過積載の危険性	過積載に起因する交通事故の実例等とおした、過積載による運転者、荷主に対する罰則、処分及び措置を理解させる。タンクローリーを運転する事業者にあつては、これを安全に運搬するために留意すべき事項を理解させる。
(6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項	危険物の性状、取り扱い方法、積載方法、運搬方法、運搬中に飛散、漏洩した場合にとるべき方法。
(7) 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	運行経路情報の事前把握、許可運送、ヒヤリハット体験等の活用。
(8) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	夜間・悪天候が運転に与える影響、右左折時の内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約、ジャックナイフ現象、KYTなどの教育。危険回避の注意喚起手法として指差し呼称及び安全呼称を徹底させる。
(9) 運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断結果等を活用し、運転者自らの運転行動の特性を自覚させる。
(10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	過労、飲酒、慣れ、運転技能への過信により事故が起こることを理解させる。また覚せい剤等の使用の禁止の徹底や、規定に基づく勤務時間及び乗務時間を理解させる。運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩又は睡眠をとるよう指導する。
(11) 健康管理の重要性	疾病が事故の要因となりうることや、定期健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善、健康診断の重要性を理解させる。
(12) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	安全性の向上を図るための装置を使用した場合において、当該装置の誤った使用方法による事故の事例を説明し適切な運転方法を理解させる。

**H29年  
3月改正**

●「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

◇上記内容を座学及び実車を用いることにより実施 → 15時間以上

※積載方法、日常点検及び車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて実施

◇実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 → 20時間以上

## 研修対象者

### ①※初任運転者に対して（15時間のうちの6時間）

初任運転者に対する教育項目と時間については、別紙のとおり座学及び実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を15時間以上実施しなければなりません。そのうちの6時間を本研修で受講したことになります。実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を含む残りの9時間以上については事業所で実施する必要があります。

#### ※【初任運転者とは】

安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に、他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

### ②一般運転者について（別紙の12項目）

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成13年国交省告示第1366号。）を12項目（全ての項目）実施したことになります。

### ③指導監督者について

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成13年国交省告示第1366号。）について、実際に指導者として実施している者。指導方法を学び、運転者への教育に活用していただきたいと思えます。

※必ずこの研修を受講しなければ、教育・指導ができないというものではありません。